



鳥取県公報

平成12年9月1日(金)
第7211号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 1
- 土地改良区の役員の退任（耕地課）…………… 1
- 森林病虫害の駆除命令（森林保全課）…………… 2
- 松くい虫の特別伐倒駆除の命令（ ）…………… 2
- ◇ 教委規則 技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則の一部を改正する規則（高等学校課）…………… 3
- ◇ 公 告 平成12年度後期技能検定の実施（労働雇用課）…………… 5

告 示

鳥取県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目143	平成12年8月25日
医療法人谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目504-18	〃
三木眼科	鳥取市松並町一丁目168-14	〃

鳥取県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 本 伊 勢 雄 東伯郡赤碕町大字竹内680

平成12年8月1日退任

鳥取県告示第514号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

県下全域

(2) 期間

平成12年9月21日から平成13年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮することともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第515号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

県下全域

(2) 期間

平成12年9月21日から平成13年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置として破碎を行う場合は、次によること。
 - (ア) 枝条は、破碎又は焼却すること。
 - (イ) 破碎後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップーにより破碎する場合にあつては、15ミリメートル）以下とすること。
- (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

教育委員会規則

技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年9月1日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第22号

技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（連携科目等の指定等の申請）</p> <p>第3条 政令第33条の2の規定による連携科目等の指定の申請又は政令第34条第2項の規定による連携科目等の追加の指定、指定の変更若しくは指定の解除の申請は、様式第2号の申請書を提出してしなけれ</p>	

ばならない。

2 前項の申請書のうち政令第33条の2の規定による連携科目等の指定に係るものは、前条の申請書と併せて提出しなければならない。

(内容変更の届出)

第4条 省令第4条第1項第6号の教育委員会が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 省令第4条第2項の届出書は、様式第3号のとおりとする。

(技能教育施設の指定等の公示)

第5条 政令第33条の3、第34条第3項、第35条第2項又は第36条第2項の規定による公示は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

様式第2号 (第3条関係)

連 携 科 目 等 指 定 等 申 請 書

鳥取県教育委員会 様

連携科目等の指定(指定の変更・指定の解除)を受けたいので、学校教育法施行令第33条の2(第34条第2項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

技能教育のための施設の名称											
技能教育のための施設の所在地											
技能教育の種類	修業年限	指定申請(指定変更・指定解除)科目の名称	年間の指導時間数					技能教育を担当する者の数	同時に技能教育を受ける者の数		
			1年	2年	3年	4年	計		数 小 学 級	同時に当該科目の授業を受ける生徒定員数の総数	
	年		時間	時間	時間	時間	時間		人	人	人
	年										
	年										

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 (指定解除の場合は不要)

- 1 使用する主な教材の名称を記載した書類
- 2 指定申請科目の教育を担当する者の氏名、担当時間数及び職歴(当該科目に関する高等学校教諭の資格その他の資格及び実地の経験年数を含む。)を記載した書類
- 3 指定申請科目の内容の概要を記載した書類
- 4 学校教育法第45条の2第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類

(内容変更の届出)

第3条 省令第3条第1項第6号の教育委員会が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 省令第3条第2項の届出書は、様式第2号のとおりとする。

(連携科目に係る科目の指定に申請)

第4条 省令第6条第2項の規定による申請は、指定を受けようとする同条第1項に規定する連携措置に係る科目の教育を開始しようとする日の3月前までに、様式第3号の申請書を提出してしなければならない。

(技能教育施設の指定等の公示)

第5条 省令第4条及び第6条第1項の規定による公示は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

様式第3号 (第4条関係)

技能教育施設内容変更届
鳥取県教育委員会 様

技能教育のための施設の内容を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第34条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

変更事項	変更前	変更後

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号 (第3条関係)

技能教育施設内容変更届
鳥取県教育委員会 様

技能教育のための施設の内容を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第34条の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

変更事項	変更前	変更後

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号 (第4条関係)

略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則（以下「旧規則」という。）第3条の規定により提出されている届出書は改正後の技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則（以下「新規則」という。）第4条の規定により提出された届出書と、旧規則第4条の規定により提出されている申請書は新規則第3条の規定により提出された申請書とみなす。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成12年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

平成12年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する職種及びその等級

ア 特級

金属熱処理、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、金属プレス加工、機械検査、建設機械設備、めつき、紳士服製造、機械保全及びプラスチック成形

イ 1級及び2級

鍛造、機械検査、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、木工機械整備、石材施工、建築大工、かわらぶき、防水施工、機械・プラント製図、塗装、さく井、金型製作、ロープ加工、パン製造、コンクリート圧送施工、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び機械保全

ウ 3級

機械検査、配管、プリント配線板製造、テクニカルイラストレーション及び電気製図

エ 単一等級

樹脂接着剤注入施工及び電子回路接続

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成12年11月30日(木)から平成13年2月25日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成12年11月22日(水)から鳥取県職業能力開発協会に掲示するとともに、受験申請者に送付する。(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。)

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査(1級、2級及び3級)、婦人子供服製造、紳士服製造(1級及び2級)、和裁、配管(1級、2級及び3級)、型枠施工及び鉄筋施工	平成13年2月4日(日)
金属熱処理、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、金属プレス加工、機械検査(特級)、建設機械整備、めつき、紳士服製造(特級)、機械保全(特級)、プラスチック成形、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、木工機械整備、石材施工、建築大工、かわらぶき、防水施工、機械・プラント製図、塗装、さく井、金型製作、ロープ加工、パン製造、コンクリート圧送施工及び樹脂接着剤注入施工	平成13年2月11日(日)
半導体製品製造、プリント配線板製造(1級、2級及び3級)、ガラス施工、テクニカルイラストレーション(1級、2級及び3級)、電気製図(1級、2級及び3級)、機械保全(1級及び2級)及び電子回路接続	平成13年2月18日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成12年10月2日(月) から同月13日(金)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、平成12年10月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請をすることができる。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

検 定 職 種		手 数 料
金属熱処理		15,700円
機械加工		15,700円
仕上げ		15,700円
電子機器組立て		15,700円
電気機器組立て		15,700円
金属プレス加工		15,700円
機械検査	特 級	15,700円
	1 級、2 級及び3 級（在校生を除く。）	13,000円
	3 級（在校生に限る。）	8,700円
建設機械整備		15,700円
めつき		15,700円
紳士服製造	特 級	15,700円
	1 級 及 び 2 級	15,700円
機械保全	特 級	15,700円
	1 級 及 び 2 級	15,700円
プラスチック成形		15,700円
鍛造		15,700円
婦人子供服製造		13,000円
和裁		11,500円
配管	1 級、2 級及び3 級（在校生を除く。）	15,700円
	3 級（在校生に限る。）	10,500円
型枠施工		15,700円
鉄筋施工		15,700円
空気圧装置組立て		15,700円

油圧装置調整		15,700円
農業機械整備		15,700円
冷凍空気調和機器施工		15,700円
木工機械整備		15,700円
石材施工		15,700円
建築大工		15,700円
かわらぶき		15,700円
防水施工		15,700円
樹脂接着剤注入施工		15,700円
機械・プラント製図		11,500円
塗装		15,700円
さく井		15,700円
金型製作		15,700円
ローブ加工		15,700円
パン製造		15,700円
コンクリート圧送施工		15,700円
電子回路接続		15,700円
半導体製品製造		15,700円
プリント配線板製造	1級、2級及び3級（在校生を除く。）	15,700円
	3級（在校生に限る。）	10,500円
ガラス施工		15,700円
テクニカルイラストレーション	1級、2級及び3級（在校生を除く。）	11,500円
	3級（在校生に限る。）	7,700円
電気製図	1級、2級及び3級（在校生を除く。）	11,500円
	3級（在校生に限る。）	7,700円

イ 学科試験

3,100円

(2) 納付方法

(1)に定める金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成13年3月23日(金)に書面で通知する。

また、技能検定の合格者の氏名は、平成13年3月23日(金)の鳥取県公報で公示する。

(2) 合格証書の交付

技能検定の合格者には、労働大臣名又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）に問い合わせること。